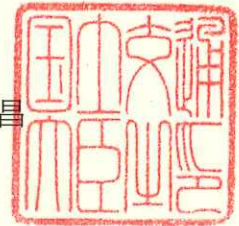


国海員第 88 号
令和 7 年 7 月 22 日

交通政策審議会

会長 橋本 英二 殿

国土交通大臣
中野 洋昌



交通政策審議会への諮問について

船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 110 条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第 483 号

船員法に基づく登録検査機関に関する政令の一部改正案について

諮問理由

船員法に基づく登録検査機関に関する政令を別紙のとおり改正することについて、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

船員法に基づく登録検査機関に関する政令の一部改正案について

1. 背景

船員不足の深刻化への対応等を目的とした「船員法等の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第 32 号。以下「改正法」という。）が令和 7 年 5 月 14 日に公布された。

改正法による改正後の船員法（以下「新船員法」という。）における「海上労働の安全及び衛生の確保のための教育訓練の義務付け」に関する規定※については、改正法附則第 1 条第 3 号により、1995 年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（以下「STCW-F 条約」という。）が日本国において効力を生ずる日から施行することとされているところ、船員法に基づく登録検査機関に関する政令（平成 25 年政令第 126 号。以下「政令」という。）について所要の規定の整備を行う必要がある。

※「海上労働の安全及び衛生の確保のための教育訓練の義務付け」に関する規定

- ・ 海上労働の職場において安全に、かつ、安心して働くことができる環境を整えるため、船舶所有者は、万が一船舶に急迫した危険が迫った場合等であっても、そこで働く船員が自分自身や仲間の命を守ることができるようにするための講習を実施する必要がある。
- ・ このため、船舶所有者に対し、基本訓練の実施及び特定雇入契約締結時における実技講習（生存技術及び消火技術に関する教育訓練）の実施を義務付けることとした。（新船員法第 81 条の 2 及び同法第 81 条の 3）
- ・ また、実技講習については、国土交通大臣自らが行う場合を除いては国の登録を受けた登録生存講習機関及び登録消火講習機関が実施するものとして規定し、当該機関の登録の要件等についてもあわせて定めた。（新船員法第 8 章の 2）

2. 概要

- 登録生存講習機関及び登録消火講習機関の登録の要件等のうち、政令委任事項である登録の有効期間を定めることとする。
- これに伴い、政令が登録生存講習機関、登録消火講習機関及び登録検査機関について定めるものになることから、題名を「船員法に基づく登録生存講習機関等に関する政令」に改めることとする。

3. 今後のスケジュール（予定）

閣議：令和 7 年 12 月中

公布：令和 7 年 12 月中

施行：STCW-F 条約が日本国について効力を生ずる日